

A 4 O 初級～ (実習あり)

ソフトウェア・I o T 特許の書き方

ソフトウェア発明原稿の書き方、
I o T 発明原稿の書き方、特許請求の範囲とは？

講 師	弁理士 長谷川 靖（イトーシン国際特許事務所所長、元新日本製鐵株）
日程・場所	東京会場
	9 月 4 日（金）
時 間	1 日間（10:00～16:00）// 昼休憩 11:45～12:45
アクセス	https://www.jpds.co.jp/company/access.html
定 員	24 名（先着順申し込み）
受講料（税別）	20,000 円
対 象	知的財産部門の実務者

内 容

I o T、A I 等の技術を始め、ソフトウェアに関する発明の特許出願する機会が増えています。本セミナーでは、ソフトウェア関連発明の書き方について解説し、演習により理解を深めていただきます。まず、事例紹介により、権利化されているソフトウェア発明や I o T 発明の書き方を学ぶと共に、具体例に基づく演習において請求の範囲の書き方を習得します。また、ソフトウェア関連発明の特許化のために、どのようなハードウェア構成を開示する必要があるのかも学びます。ソフトウェア関連発明を担当している知財部員だけでなく、ハードウェア発明しか馴染みのない方でも、ソフトウェア特許を学ぶことができます。

プログラム

1. ソフトウェア関連発明の事例紹介
2. 発明提案書には、何を書けばよいか
(基本的な考え方とソフトウェアの説明方法)
3. 演習
 - (1) 事例説明
 - (2) 請求の範囲の書き方の演習
 - (3) 解説
4. ソフトウェア関連発明の権利化方針
(物の発明、方法の発明、プログラムの発明、媒体の発明、データ構造の発明、のどのような権利が有効かを考える)
5. まとめ

【お申込み】

当社ホームページよりお申し込みください。 URL: <https://www.jpds.co.jp/seminar/application.html>

【備考】

- ・ 一部演習を行います。
- ・ セミナーご参加の方で事前にご質問や特に説明をお聞きになりたい内容がございましたらお申し出下さい。セミナー当日に可能な限りお答えさせていただきます。

【日本弁理士会継続研修について】

本研修は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として単位が認められる場合があります。